

耐震シェルター・防災ベッド

設置費用の一部を補助します。



◆ 対象建築物

市内にある平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された地階を除く階数が2以下の木造軸組み工法の一戸建て住宅で、一般耐震診断の総合評価が1.0未満のもの

◆ 対象者

都市計画法及び建築基準法に違反していない住宅の個人所有者

◆ 補助金額

住宅1戸につき、耐震改修に要した費用（税抜金額）の23パーセントに相当する額、かつ20万円を限度

◆ 申込み方法

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、建築住宅課（市役所本庁舎6階）まで提出してください。建築住宅課が記載内容を審査のうえ、補助金交付要綱に適合する方に対しては適合通知書を交付しますので、その後、業者依頼してください。

◆ 注意事項

適合通知書が交付される前に工事契約を締結された方、改修工事を行った方は補助金の交付対象になりませんので、十分にご注意ください。

お問い合わせ：建築住宅課

電話：048-963-9235

E-mail kenju@city.koshigaya.lg.jp

耐震簡易改修補助金交付手続きのフロー

